

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。]

肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の改正について

下記のとおり肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

1 件名

肥料取締法施行規則第十一條の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部改正

2 対象品目

肥料 (関税番号) 3101、3102、3103、3104、3105

3 趣旨及び目的

現行の表示制度は表示事項が多く表示内容が複雑であり、わずかな製造方法の変更等であっても表示の変更のため包材の変更を要し、生産コスト増加の要因となっていることから、これらの課題を解決するため表示制度を可能な限り簡素化するため、告示の改正を行う。

[改正点]

- ・有機質肥料原料の統合表示が6つに分類されているところ、動物質類、植物質類の2つに集約
- ・統合表示の内容は任意で記載可能なところ、記載する場合でも割合が10%未満である原料は「その他」として一括で記載することが可能
- ・材料の種類に限らず、記載事項は種類及び名称のみとし、使用量の記載は任意。また、配合肥料等の原料となる肥料に使用される材料について、種類及び名称又は使用量の記載は任意

4 適用予定日

官報に公示する。

5 意見提出先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3502-8111 内線4508

FAX 03-3580-8592

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された日から30日間